

食安輸発0228第1号
平成26年2月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(スペイン産うるち米)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年2月27日付け食安輸発0227第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、スペイン産うるち精米から基準値を超えるテブコナゾールを検出したことから、同通知の別表1のスペインの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
うるち米（粉を含む。）		テブコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。